

発議案第4号

富津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び富津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年2月25日

提出者 富津市議会議員 福原敏夫

賛成者 同 渡辺務

同 高梨良勝

同 鈴木幹雄

同 永井庄一郎

同 岩本朗

同 松原和江

富津市議会議長 平野明彦様

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を設けるため、規則の一部を改正するものである。

富津市議会会議規則の一部を改正する規則

富津市議会会議規則（昭和62年富津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条、第49条」を「第48条・第49条」に、

「第9節 会議録（第78条—第82条）」を

「第9節 公聴会、参考人（第77条の2—第77条の8）」を

第10節 会議録（第78条—第82条）」に、

「第105条、第106条」を「第105条・第106条」に、「第119条、第120条」を「第119条・第120条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第98条中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条の改正規定は、平成25年3月1日から施行する。